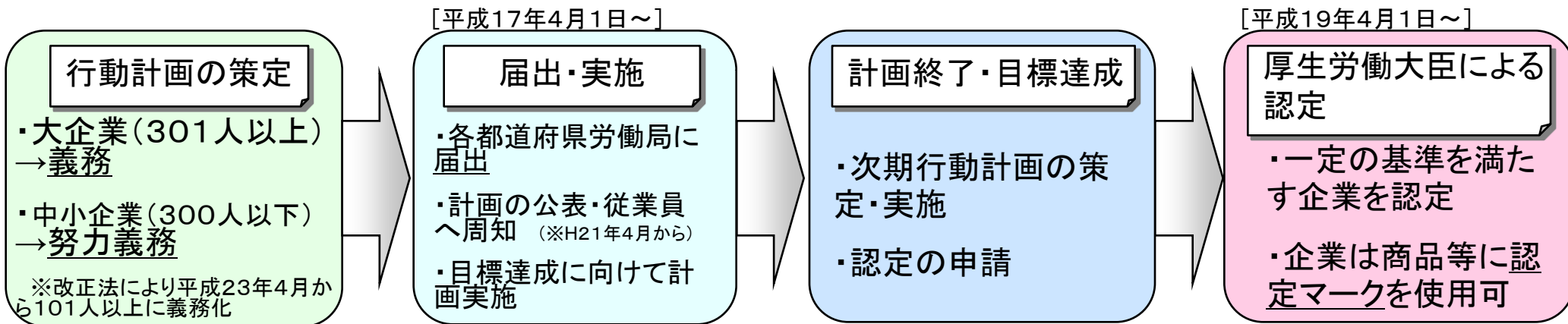


次世代法に基づく企業の行動計画策定・実施について



行動計画例

- 1 計画期間 平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日まで
- 2 内容
 - 目標1 計画期間内に育児休業の取得状況を次の水準にする
 - 男性:年に〇人以上取得
 - 女性:取得率〇%以上
 - 対策 平成〇年〇月 管理職を対象とした研修の実施
 - 平成〇年〇月 育児休業中の社員で希望する者を対象とする職場復帰のための講習会を年に〇回実施
 - 目標2 ノー残業デーを月に1日設定する。
 - 対策 平成〇年〇月 部署ごとに検討グループを設置
 - 平成〇年〇月 社内報などでキャンペーンを行う
 - 目標〇 …
 - 対策 …

- 届出状況(平成22年6月末時点)
 - 301人以上企業の**86.2%**
 - 300人以下企業 **24,276社**
(101人以上300人以下企業の9.1%)
 - 規模計届出企業数 **36,364社**
- 認定状況(平成22年3月末時点)
 - 認定企業 **845社**



次世代認定マーク「くるみん」

認定基準

- ・行動計画の期間が、2年以上5年以下であること。
- ・策定した行動計画を実施し、それに定めた目標を達成したこと。
- ・3歳から小学校に入学するまでの子を持つ労働者を対象とする「育児休業の制度または勤務時間短縮等の措置に準ずる措置」を講じていること。
- ・計画期間内に、男性の育児休業等取得者がおり、かつ、女性の育児休業等取得率が70%以上だったこと。など

両立支援のひろば(公表サイト)について

URL: <http://www.ryouritsushien.jp/>

両立支援のひろば

企業が行う両立支援の取組を紹介するサイト

企業データ詳細

現在の登録企業

1,574社
(2009年9月8日現在)

MAIN MENU

HOME

企業の取組事例

企業の取組事例を検索

自社の事例の新規登録

自社の事例の更新

一般事業主行動計画

一般事業主行動計画とは?

次世代育成支援対策推進法とは?



認定企業とは?

ファミリー・フレンドリー企業

両立指標で企業診断

均等・両立推進企業表彰

事例集

企業名	株式会社 長岡塗装店	
業種	建設業	
企業規模	22人	
企業規模詳細	従業員数 20名(うち女性5名)	
所在地	島根県松江市西嫁島1-2-14	
電話	0852-26-1641	
FAX	0852-26-1643	
概要	塗装工事業・防水工事業・とび土工・建築一式	
認定状況	2007年認定、2009年認定	
ファミリー・フレンドリー企業表彰または均等・両立推進企業表彰の受賞の有無	有り	
一般事業主行動計画	<p>一般事業主行動計画書1.pdf 公表日:2009年09月02日</p> <p>一般事業主行動計画書2.pdf 公表日:2009年09月02日</p>	
我が社の両立支援の取組(現在実施中又は実施していた取組・実績など)	<p>◆2007年 次世代育成支援対策推進法に基づく認定を受ける</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子供の看護のために子供1人につき年間5日の有給休暇付与(高校卒業まで) ・保育所の費用の3分の1を助成 ・始業・終業時刻の繰り上げ・繰り下げ ・1時間までの育児短時間勤務制度 ・子育て中・妊娠中の従業員の休憩室新設とマッサージチェア・空気清浄機の購入 ・1週間の所定労働時間を1時間短縮 ・育児休業取得者の代替要員を確保 ・1時間までの育児短時間勤務制度(30分単位) ・子供が親の働くところを見ることができるとも参観日 ・育児休業の3日間有給休暇制度・複数回取得可能制度 <p>◆2004年 H15年度働く人と家庭にやさしい事業所表彰(島根県商工労働部政策課)</p> <p>◆2006年 ファミリー・フレンドリー企業表彰島根労働局長賞受賞</p> <p>◆2008年 しまね子育て応援企業優良表彰</p> <p>◆2008年 第2回「ワーク・ライフ・バランス大賞」優秀賞組織活動部門</p> <p>◆2008年 第1回子どもと家族を応援する日本功労者表彰 内閣総理大臣表彰受賞</p>	
URL	http://www.nagaoka-toso.co.jp/	

行動計画策定

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくるには、情報や問題意識を共有し、社員一人一人の強みを活かしながら補完しあえるチームワークを確立することが必要であることから、様々な立場、多くの価値観を理解し合えるよう、一層具体的な行動計画を策定し、丁寧に取り組みます。

1. 計画期間 平成21年4月1日から平成23年3月31日までの2年間

2. 内容

目標1 妊娠中や出産後の女性労働者の健康の確保について、労働者に対する制度の周知や情報提供及び相談体制の整備の実施

<対策>

- ・平成21年 7月 管理職を対象とした研修会を実施
- ・平成21年 8月 相談体制の整備
- ・平成21年 9月 社内報・パンフレットを活用した周知・啓発の実施

目標2 育児休業後における原職又は原職相当職への復帰のための業務内容や業務体制の見直し

<対策>

- ・平成22年 1月 管理職を対象とした検討・研修会を実施
- ・平成22年 3月 社内報により制度の周知・啓発の実施

目標3 職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識の是正のための情報提供・研修の実施

<対策>

- ・平成21年 7月 トップメッセージの作成
- ・平成21年10月 管理職を対象とした研修会を実施
- ・平成22年 1月 社内報により周知・啓発の実施
- ・平成22年 6月 社員に対する研修会を実施